

# 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する ガイドライン」の一部改正 (案) にて求められる事項 ～経営陣に求められる主導的関与～

---

CAMS, 上級システムアナリスト 高田 貴生

株式会社野村総合研究所

金融ソリューション事業本部

金融グローバルソリューション事業部

2020年12月14日



# AML/CFTガイドライン一部改正 (案) にて求められる経営陣の主導的関与

- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正 (案) において主にAML/CFT態勢に関する以下の点が強化されています。(詳細はP.1参照)
  - 経営陣に対する責任の明確化
  - 顧客および提携先管理の高度化
  - リスクベースアプローチの有効化
- 継続的顧客管理およびリスクベースアプローチに関しては「対応が求められる事項」がより詳細化、高度化されており、以下が必要と考えます。(詳細はP.2～P.3参照)
  - 取引件数の多い金融機関においては実質的にAML/CFTシステムの強化・刷新が必要
  - 経営陣の主導的な関与がAML/CFTシステムの導入時および導入後にも必要
  - TBML対策に向けてはさらに高度な対応が必要

# AML/CFT態勢に関する主な強化点

分類	具体的な強化点	弊社解釈
経営陣の責任明確化	<ul style="list-style-type: none"><li>経営陣の主導的な関与を明記<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 態勢の確保およびガバナンス</li><li>✓ 対応高度化・PDCAの推進</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>欧米、アジアにおいて<b>役職者個人の責任</b>追及を厳格化する潮流を汲んだもの</li><li>今後の厳罰化への布石か</li></ul>
顧客および提携先管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"><li>継続的な顧客管理の高度化を明記<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 顧客リスクに応じた頻度の定期的確認</li><li>✓ 実質的支配者、PEPsの確認</li><li>✓ 取引時の追加確認実施</li></ul></li><li>提携先のリスク管理態勢検証を明記</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>定期的な顧客情報徴求と顧客リスク再評価、さらに<b>再評価を踏まえた対応</b>を必須化</li><li>コルレスに加えて資金移動業者を含む<b>提携先のAML/CFT態勢検証</b>を必須化</li><li>高リスクなコルレス時の<b>KYCC</b>を明確化</li></ul>
リスクベースアプローチの有効化	<ul style="list-style-type: none"><li>全顧客に対する定量的リスク評価を前提に各業務を効率的かつ有効的なものへ改善<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 顧客リスクに応じたカスタマーデューデリジェンス (CDD/EDD/SDD) の使い分け</li><li>✓ リスクに応じた取引モニタリングおよびフィルタリングの実施</li><li>✓ 疑わしい取引の届出の分析および分析結果を顧客リスクへ反映</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>リスクベースアプローチが先行する欧米において、<b>有効性</b>を重視する潮流を汲んだもの</li><li>顧客リスクを基準とした業務プロセス分岐及びプロセス間の相互リスク反映は<b>自動化</b>が不可避</li><li>先行するFATF第四次相互審査国の評価を踏まえ、疑わしい取引の届出を量重視から<b>質重視</b>へ転換</li></ul>

# AML/CFTシステムに関する主な強化点 (1/2)

分類	具体的な強化点	弊社解釈
KYC	<ul style="list-style-type: none"><li>顧客リスク評価に以下の考慮が必要<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 顧客属性 (実質的支配者情報含む)</li><li>✓ 疑わしい取引の届出に係るリスク</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>全顧客に対して複数の属性や各属性の軽重を考慮した上で定性的評価を実施するのは困難、実質的に<b>定量的評価</b>が必須</li></ul>
取引 モニタリング	<ul style="list-style-type: none"><li>顧客リスクに応じた敷居値の変更<ul style="list-style-type: none"><li>✓ リスクに応じて適用する敷居値を高低</li><li>✓ 継続的顧客管理によるリスク再評価を反映した上で適用する敷居値を変更</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>全取引において顧客リスクとの照合</b>が必要のためシステム対応が必須</li><li>リスクを再評価した全顧客に対して取引モニタリングへの<b>迅速な反映</b>が必須</li></ul>
顧客 フィルタリング	<ul style="list-style-type: none"><li>顧客フィルタリングにおいて以下が必要<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 制裁者対象者等が指定された際の遅滞ない照合</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>制裁対象者等が更新された際に、制裁者リストへの<b>迅速な反映・照合</b>が必須</li></ul>
ケース管理	<ul style="list-style-type: none"><li>疑わしい取引の届出に際して以下が必要<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 届出内容等の分析</li><li>✓ 届出を契機として顧客リスクへの反映</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事後分析できるよう届出に関する調査結果を管理可能な<b>ケース管理</b>機能が必須</li><li>分析結果を顧客リスクへ反映できるよう<b>機能間連携</b>機能が必須</li></ul>
追隨性	<ul style="list-style-type: none"><li>導入後の継続的な検証・改善が必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>法規制や犯罪動向への<b>追隨性</b>が必要</li></ul>

# AML/CFTシステムに関する主な強化点 (2/2)

分類	具体的な強化点	弊社解釈
貿易金融	<ul style="list-style-type: none"><li>• 貿易金融取引において以下の取引フィルタリング対応が必要<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 国・地域リスク</li><li>✓ 輸出入品目</li><li>✓ 契約内容</li><li>✓ 輸送経路</li><li>✓ 船舶情報</li><li>✓ 送金先・関係者 (実質的支配者含む)</li></ul></li><li>• 対応が期待させる事項として以下にも言及<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 商品や顧客の属性をリスト化</li><li>✓ 市場価格からの乖離確認</li><li>✓ 書類改ざんの確認</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 近年のFATFからのTBMLに関する報告書、およびEgmontグループとの共同報告書※を踏まえた規制化</li><li>• 人手による全情報の照合は非常に困難、旧来のAML/CFTシステムにおいても顧客情報および送金情報以外の照合は困難</li><li>• グローバルにおいても対応ソリューションは黎明期だが、一部G-SIBsにてユースケースが増加しているTBML向けソリューションの活用可能性</li></ul>

※ <http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/content/Trade-Based-Money-Laundering-Trends-and-Developments.pdf>



「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）にて求められる事項  
～経営陣に求められる主導的関与～

---

高田貴生  
CAMS, 上級システムアナリスト  
株式会社野村総合研究所  
a-takada@nri.co.jp